

別府港北浜ヨットハーバー駐車場管理規程新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">別府港北浜ヨットハーバー駐車場管理規程</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、大分県（以下「管理者」という。）が管理する別府港北浜ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）駐車場の運営について、別府港北浜ヨットハーバー管理規程第6条第6項に基づき、適切な管理及びヨットハーバー利用者が安全で快適な駐車場の利用ができるよう必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 駐車場は、管理者が許可した者以外は使用できない。 2 この規程において自動車とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。 3 この規程において保管施設とは、浮棧橋、ボートヤード（陸上保管）をいう。 4 この規程において専用使用者とは、駐車場を使用する者のうち、保管施設の使用許可を受けている者をいう。 5 この規程においてゲストとは、駐車場を使用する者のうち、専用使用者が所有する船舶を利用又は整備を行う者をいう。 6 この規程において使用者とは、専用使用者及びゲストをいう。 7 この規程においてその他の者とは、専用使用者及びゲスト以外をいう。</p> <p>(休業日) 第3条 休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。 2 使用者及びその他の者は、休業日に駐車場を使用するときは、あらかじめ管理者の承認を受けること。</p> <p>(利用時間) 第4条 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 使用者及びその他の者は、利用時間外に駐車場を使用するときは、あらかじめ管理者の承認を受けること。 3 午後5時から翌日午前9時までは、駐車場の出入口を施錠する。 4 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。</p> <p>(駐車できる自動車)</p>	<p style="text-align: center;">別府港北浜ヨットハーバー利用者専用駐車場管理規程</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、大分県（以下「管理者」という。）が管理する別府港北浜ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）利用者専用駐車場（以下「駐車場」という。）の運営について、別府港北浜ヨットハーバー管理規程第6条第5項に基づき、適切な管理及びヨットハーバー利用者が安全で快適な駐車場の利用ができるよう必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 駐車場は、ヨットハーバーの利用者専用であり、ヨットハーバーを利用しない者は使用できない。 2 この規程において自動車とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。 3 この規程において保管施設とは、浮棧橋、ボートヤード（陸上保管）をいう。 4 この規程において専用使用者とは、駐車場を使用する者のうち、保管施設の使用許可を受けている者をいう。 5 この規程においてゲストとは、駐車場を使用する者のうち、専用使用者が所有する船舶を利用又は整備を行う者をいう。 6 この規程において使用者とは、専用使用者及びゲストをいう。</p> <p>(休業日) 第3条 休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。 2 使用者は、休業日に駐車場を使用するときは、あらかじめ管理者の承認を受けること。</p> <p>(利用時間) 第4条 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 使用者は、利用時間外に駐車場を使用するときは、あらかじめ管理者の承認を受けること。 3 午後5時から翌日午前9時までは、駐車場の出入口を施錠する。 4 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。</p> <p>(駐車できる自動車)</p>

第5条 駐車できる自動車は、長さ4.9メートル、幅2.0メートルを超えないものとする。
2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、この限りではない。

(駐車場の使用方法)

第6条 使用者及びその他の者は、自動車を駐車場に入場させたときは、管理者に駐車予定時間を告知し、駐車場の許可を受けること。

- 2 専用使用者は、別途管理者が発行する別府港北浜ヨットハーバー駐車場使用券（以下「駐車場使用券」という。）を、駐車する自動車の見えやすい場所に表示すること。
- 3 駐車場使用券の有効期間は、保管施設の使用許可を受けた期間とする。
- 4 専用使用者は、駐車場使用券を紛失したときは、速やかに管理者に届け出ること。
- 5 ゲスト及びその他の者は、管理者の許可を受けた証として管理者から駐車場使用券を借り受け、駐車する自動車の見えやすい場所に表示すること。
- 6 ゲスト及びその他の者は、駐車場の使用を終了したときは、速やかに管理者へ駐車場使用券を返却すること。
- 7 使用者及びその他の者の駐車場所は、管理者の指定した場所とする。

(駐車場の使用料)

第7条 使用者及びその他の者が駐車場を使用するときの使用料は、ヨットハーバーを利用するとき限り無料とし、ヨットハーバーの利用を伴わない駐車場の使用については、大分県港湾施設管理条例（以下「条例」という。）に定めた駐車場使用料を納付すること。

- 2 管理者は、使用者及びその他の者が駐車場使用券を表示していないとき若しくは許可を受けずに駐車場を使用したときは、条例に定めた駐車場使用料を徴収することができる。
- 3 一時間未満の端数は、一時間として駐車場使用料を算定する。
- 4 ヨットハーバー利用者の送迎のために入場する車両の番号等を、あらかじめ管理者に提出し、入場許可を受けた自動車が駐車場を使用したときは、利用者の乗降に要した時間については、駐車場使用料を徴収しない。

(禁止行為)

第8条 駐車場内においては、別府港北浜ヨットハーバー管理規程第15条禁止行為のほか、次の各号に該当する行為及び類する行為は禁止する。

- 1 他の自動車を汚損し、又は破損するおそれのある行為
- 2 自動車を長時間放置すること。
- 3 駐車場を自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第三条に規定する保管場所とすること。

(ゲストへの周知義務及び責任)

第5条 駐車できる自動車は、長さ4.9メートル、幅2.0メートルを超えないものとする。
2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、この限りではない。

(駐車場の使用方法)

第6条 使用者は、自動車を駐車場に入場させたときは、管理者に駐車予定時間を告知し、駐車場の許可を受けること。

- 2 専用使用者は、別途管理者が発行する別府港北浜ヨットハーバー駐車場使用券（以下「駐車場使用券」という。）を、駐車する自動車の見えやすい場所に表示すること。
- 3 駐車場使用券の有効期間は、保管施設の使用許可を受けた期間とする。
- 4 専用使用者は、駐車場使用券を紛失したときは、速やかに管理者に届け出ること。
- 5 ゲストは、管理者の許可を受けた証として管理者から駐車場使用券を借り受け、駐車する自動車の見えやすい場所に表示すること。
- 6 ゲストは、駐車場の使用を終了したときは、速やかに管理者へ駐車場使用券を返却すること。
- 7 使用者の駐車場所は、管理者の指定した場所とする。

(駐車場の使用料)

第7条 使用者が駐車場を使用するときの使用料は、ヨットハーバーを利用するとき限り無料とし、ヨットハーバーの利用を伴わない駐車場の使用については、大分県港湾施設管理条例（以下「条例」という。）に定めた駐車場使用料を納付すること。

- 2 管理者は、使用者が駐車場使用券を表示していないとき若しくは許可を受けずに駐車場を使用したときは、条例に定めた駐車場使用料を徴収することができる。
- 3 一時間未満の端数は、一時間として駐車場使用料を算定する。
- 4 ヨットハーバー利用者の送迎のために入場する車両の番号等を、あらかじめ管理者に提出し、入場許可を受けた自動車が駐車場を使用したときは、利用者の乗降に要した時間については、駐車場使用料を徴収しない。

(禁止行為)

第8条 駐車場内においては、別府港北浜ヨットハーバー管理規程第15条禁止行為のほか、次の各号に該当する行為及び類する行為は禁止する。

- 1 他の自動車を汚損し、又は破損するおそれのある行為。
- 2 自動車を長時間放置すること。
- 3 駐車場を自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第三条に規定する保管場所とすること。

(ゲストへの周知義務及び責任)

第9条 専用使用者は、そのゲストへ本規程の内容を周知し、適切に使用するよう専用使用者の責任において指導すること。

(入場の拒否等)

第10条 管理者は、駐車場が満車の場合は駐車場の使用許可を停止することができる。

2 管理者は、**使用者及びその他の者**が第8条に掲げる禁止行為を行ったとき又は行うおそれがあると認めるときは、駐車場への自動車の入場を拒否若しくは駐車場からの退去を命じることができる。

(退場の拒否)

第11条 管理者は、**使用者及びその他の者**が駐車場から出場する際に所定の使用料を納付しないときは、自動車の出場を拒否することができる。

(管理者の免責)

第12条 管理者は、駐車場内での盗難、事故及び自然災害による自動車への損傷についてはその責を負わない。

(**使用者及びその他の者**の損害賠償)

第13条 **使用者及びその他の者**は、駐車場の施設若しくは駐車場内の自動車や他の利用者等に損害を与えたときは、速やかに管理者に報告するとともに、その損害を賠償すること。

(駐車場使用券の譲渡等の禁止)

第14条 専用使用者は、駐車場使用券を第三者に譲渡若しくは貸与等してはならない。

2 管理者は、専用使用者から譲渡若しくは貸与等された駐車場使用券を、第三者が使用したと認めるときは、譲渡若しくは貸与等を行った専用使用者の駐車場の使用を禁止することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 条例第23条の規定により、港湾施設の管理に関する業務を法人その他の団体に行わせることができる。この場合において、この規程中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 管理上必要があるときは、管理者はこの管理規程を変更し、その都度、専用使用者に通知する。

2 この管理規程に定めのないもの、又は、その他疑義が生じた場合は、管理者と協議するものとする。

附則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規定は、令和3年12月15日から適用する。

附則

この規定は、令和6年8月1日から適用する。

第9条 専用使用者は、そのゲストへ本規程の内容を周知し、適切に使用するよう専用使用者の責任において指導すること。

(入場の拒否等)

第10条 管理者は、駐車場が満車の場合は駐車場の使用許可を停止することができる。

2 管理者は、利用者が第8条に掲げる禁止行為を行ったとき又は行うおそれがあると認めるときは、駐車場への自動車の入場を拒否若しくは駐車場からの退去を命じることができる。

(退場の拒否)

第11条 管理者は、利用者が駐車場から出場する際に所定の使用料を納付しないときは、自動車の出場を拒否することができる。

(管理者の免責)

第12条 管理者は、駐車場内での盗難、事故及び自然災害による自動車への損傷についてはその責を負わない。

(利用者の損害賠償)

第13条 利用者は、駐車場の施設若しくは駐車場内の自動車や他の利用者等に損害を与えたときは、速やかに管理者に報告するとともに、その損害を賠償すること。

(駐車場使用券の譲渡等の禁止)

第14条 専用使用者は、駐車場使用券を第三者に譲渡若しくは貸与等してはならない。

2 管理者は、専用使用者から譲渡若しくは貸与等された駐車場使用券を、第三者が使用したと認めるときは、譲渡若しくは貸与等を行った専用使用者の駐車場の使用を禁止することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 条例第23条の規定により、港湾施設の管理に関する業務を法人その他の団体に行わせることができる。この場合において、この規程中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 管理上必要があるときは、管理者はこの管理規程を変更し、その都度、専用使用者に通知する。

2 この管理規程に定めのないもの、又は、その他疑義が生じた場合は、管理者と協議するものとする。

附則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規定は、令和3年12月15日から適用する。